# 兵庫県公報

平成29年11月21日 火曜日 第 2954 号

 発
 行
 人

 兵
 庫
 県

 神戸市中央区下山手通
 5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

告示	^°
○ 平成29年度自衛官候補生採用試験の実施(市町振興課)	1
○ 救急病院の認定(医務課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
○ 平成29年度農用地土壌汚染調査測定の結果(農業改良課)	4
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧(農地整備課)	5
<ul><li>○ 同 上(同)</li></ul>	5
○ 国土調査の成果の認証(同)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
〇同 上(同)	7
〇同 上(同)	8
○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認(水産課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
○ 保安林の指定(豊かな森づくり課)	9
〇同 上(同)	10
○ 公共測量を実施する旨の通知(契約管理課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
○ 河川区域の変更により生じた廃川敷地等(河川整備課)	11
公告	
○ 寄附者の顕彰(秘書課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧	
(砂防課)	11
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧(同)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の	
閲覧(同)	12
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要(都市計画課)	21
○ 県有地の一般競争入札による売払い(住宅管理課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
○ 入札公告 (阪神南県民センター)	23
教育委員会告示	
○ 博物館の登録	26
公安委員会告示	
□ 地域交通安全活動推進委員の委嘱 ····································	26
○☆次人但久工旧判III.但女只?女府	20
告示	
兵庫県告示第993号	

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)の規定に基づく平成29年度自衛官候補生の採用試験期日、受付期間、 試験会場、合格発表及び採用時期を次のとおり告示する。

平成29年11月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 試験期日等

区分	試験期日	受付期間	試験会場	合格発表	採用時期

男子	平成29年12月17日(日) 平成29年12月16日(土) 又は同月17日(日)の指	平成29年11月21日 から同年12月8日		陸上自衛隊伊丹駐屯地 (伊丹市緑ヶ丘7丁目 1-1) 又は 陸上自衛隊千僧駐屯地 (伊丹市広畑1-1) (受付時に告知) 陸上自衛隊姫路駐屯地 (姫路市峰南町1-	試験時に	採用予定 通知書に
女子	定されたいずれか1日 平成29年12月16日 (土)	まで まで	(312)	で 70) 陸上自衛隊伊丹駐屯地 (伊丹市緑ヶ丘7丁目 1-1) 又は 陸上自衛隊千僧駐屯地	告知	より告知
				(伊丹市広畑1-1) (受付時に告知)		

# 2 問合せ先

	名称	場所	電話番号
自衛隊	<b></b>	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 (神戸防災合同庁舎4階)	(078) 261-8600
同	神戸出張所	神戸市中央区北長狭通4丁目7一6 (インペリアル・トラストビル3階)	(078) 327-8026
同	北神戸募集案内所	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目27―10(宮浦ビル1階)	(078) 594-9178
同	西神戸募集案内所	神戸市西区学園西町4丁目1 (神戸留学生会館2階)	(078) 797-8185
同	伊丹分駐所	伊丹市緑ヶ丘7丁目1―1 (伊丹駐屯地内)	(072) 783-9609
同	伊丹地域事務所	伊丹市中央1丁目2一5 (グランドハイツコーワビル2階)	(072) 770-7800
同	西宮地域事務所	西宮市田代町19―3(第2三建ビル2階)	(0798) 66-7066
同	加古川地域事務所	加古川市加古川町寺家町45 (加古川産業会館 J A ビル 7 階)	(079) 426-3290
同	青野原分駐所	小野市桜台1番地(青野原駐屯地内)	(0794) $66-7959$
同	姫路地域事務所	姫路市本町240(大手前ダイネンBLD)	(079) 282-0535
同	相生地域事務所	相生市旭1-3(相生地方合同庁舎2階)	(0791) 23-2750
同	豊岡出張所	豊岡市大手町8一35	(0796) 22-3978
同	柏原地域事務所	丹波市柏原町柏原980-2(柏原センタービル2階)	(0795) 72-1949
同	淡路島駐在員事務所	洲本市栄町2丁目1―20	(0799) 24-2449

# 兵庫県告示第994号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により、申出(有効期限の更新)のあった次の医療機関を救急病院と認定した。

平成29年11月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名 称 母と子の上田病院

所 在 地 神戸市中央区国香通1丁目1番4号

認 定 年 月 日 平成29年5月1日 認定の有効期限 平成32年4月30日 2 名 称 神戸百年記念病院

所 在 地 神戸市兵庫区御崎町1丁目9番1号

認 定 年 月 日 平成29年5月21日 認定の有効期限 平成32年5月20日

3 名 称 医療法人社団顕修会 顕修会すずらん病院

所 在 地 神戸市北区鈴蘭台西町2丁目21番5号

認 定 年 月 日 平成29年7月1日 認定の有効期限 平成32年6月30日

4 名 称 医療法人社団十善会 野瀬病院

所 在 地 神戸市長田区二葉町5丁目1番36号

認 定 年 月 日 平成29年8月1日 認定の有効期限 平成32年7月31日

5 名 称 公文病院

所 在 地 神戸市長田区梅ヶ香町1丁目12番7号

認 定 年 月 日 平成29年5月23日 認定の有効期限 平成32年5月22日

6 名 称 尾原病院

所 在 地 神戸市須磨区妙法寺字荒打308番地の1

認 定 年 月 日 平成29年7月28日 認定の有効期限 平成32年7月27日

7 名 称 広野高原病院

所 在 地 神戸市西区北山台3丁目1番1号

認 定 年 月 日 平成29年7月6日 認定の有効期限 平成32年7月5日

8 名 称 社会医療法人三栄会 ツカザキ記念病院

所 在 地 姫路市南車崎1丁目5番5号

認 定 年 月 日 平成29年9月19日 認定の有効期限 平成32年9月18日

9 名 称 医療法人豊繁会 近藤病院

所 在 地 尼崎市昭和通4丁目114番地 認 定 年 月 日 平成29年7月1日

認定の有効期限 平成32年6月30日

10 名 称 アイワ病院

所 在 地 尼崎市東園田町4丁目101番地の4

認 定 年 月 日 平成29年10月1日 認定の有効期限 平成32年9月30日

11 名 称 社会医療法人渡邊高記念会西宮渡辺心臓・血管センター

所 在 地 西宮市池田町3番25号 認 定 年 月 日 平成29年8月1日 認定の有効期限 平成32年7月31日

12 名 称 一般財団法人甲南会 甲南加古川病院

所 在 地 加古川市神野町西条1545番地の1

認 定 年 月 日 平成29年4月14日 認定の有効期限 平成32年4月13日

13 名 称 高砂市民病院

所 在 地 高砂市荒井町紙町33番1号

認 定 年 月 日 平成29年6月4日 認定の有効期限 平成32年6月3日

14 名 称 医療法人沖縄徳洲会 高砂西部病院

所 在 地 高砂市中筋1丁目10番41号

認 定 年 月 日 平成29年6月9日 認定の有効期限 平成32年6月8日

15 名 称 医療法人社団仙齢会はりま病院 所 在 地 加古郡播磨町北野添2丁目1番15号

認 定 年 月 日 平成29年7月1日 認定の有効期限 平成32年6月30日

16 名 称 大山病院

所 在 地 西脇市黒田庄町田高313番地

認 定 年 月 日 平成29年8月30日 認定の有効期限 平成32年8月29日 17 名 称 栄宏会小野病院

所 在 地 小野市天神町973番地

認 定 年 月 日 平成29年8月22日 認定の有効期限 平成32年8月21日

18 名称医療法人社団景珠会八重垣病院所在地たつの市新宮町井野原531番地の2

認 定 年 月 日 平成29年6月4日 認定の有効期限 平成32年6月3日

19 名 称 平成病院

所 在 地 南あわじ市八木養宜中173番地

認 定 年 月 日 平成29年6月27日 認定の有効期限 平成32年6月26日

20 名 称 東浦平成病院

所 在 地 淡路市久留麻1867番地 認 定 年 月 日 平成29年6月13日 認定の有効期限 平成32年6月12日

#### 兵庫県告示第995号

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 (昭和45年法律第139号) 第12条の規定により、平成29年度農用地土 壌汚染調査測定の結果を次のとおり公表する。

^^^^

平成29年11月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

地域名	市町名	調査	玄米中カ	ドミウム濃度	E (ppm)	濃度別	地点数
名	川川川石	地点数	最高	最低	平均	0.4ppm超	0.4ppm以下
	姫路市	1		_	0.07	0	1
	神崎郡神河町	2	0.04	0.02 未満	0.02	0	2

i	•	i	•	•	•		
生野鉱	同 郡 市川町	2	0.35	0.09	0. 22	0	2
生野鉱山周辺	同 郡 福崎町	3	0. 12	0.06	0.09	0	3
	朝来市	3	0.09	0.02 未満	0.04	0	3
	養父市	1	_	_	0.04	0	1
	計	12				0	12

(注)本調査は、農用地土壌汚染調査測定のために実施する立毛調査(収穫前にほ場の中央部及びその他4地点に生育している稲を採取して行う調査)である。

#### 兵庫県告示第996号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成29年11月7日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った 日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成29年11月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	音ヶ谷池地区	平成29年11月21日から 同 年12月11日まで	加東市役所

#### 兵庫県告示第997号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成29年11月8日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った 日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成29年11月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	常田地区	平成29年11月21日から 同 年12月11日まで	加東市役所

#### 兵庫県告示第998号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成29年11月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1(1) 調査を行った者の名称

丹波市

(2) 調査を行った期間 平成23年11月から平成26年3月まで

(3) 成果の名称

丹波市大字山南町西谷、小畑の各一部の地籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域

丹波市山南町西谷及び小畑の各一部

(5) 認証年月日

平成29年11月9日

2(1) 調査を行った者の名称

丹波市

② 調査を行った期間

平成24年8月から平成27年3月まで

(3) 成果の名称

丹波市大字山南町山本、五ケ野、坂尻の各一部の地籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域

丹波市山南町山本、五ケ野及び坂尻の各一部

(5) 認証年月日

平成29年11月9日

3(1) 調査を行った者の名称

丹波市

(2) 調査を行った期間

平成23年11月から平成26年3月まで

(3) 成果の名称

丹波市大字山南町小畑、山本、西谷の各一部の地籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域

丹波市山南町小畑、山本及び西谷の各一部

(5) 認証年月日

平成29年11月9日

4(1) 調査を行った者の名称

丹波市

② 調査を行った期間

平成24年8月から平成27年3月まで

③ 成果の名称

丹波市大字山南町五ケ野、坂尻の各一部の地籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域

丹波市山南町五ケ野及び坂尻の各一部

(5) 認証年月日

平成29年11月9日

5(1) 調査を行った者の名称

丹波市

② 調査を行った期間

平成24年8月から平成27年3月まで

(3) 成果の名称

丹波市大字山南町山本、五ケ野の各一部の地籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域

丹波市山南町山本及び五ケ野の各一部

(5) 認証年月日

平成29年11月9日

6 (1) 調査を行った者の名称

丹波ひかみ森林組合

② 調査を行った期間

平成26年6月から平成29年2月まで

③ 成果の名称

丹波市氷上町伊佐口の一部の地籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域

丹波市氷上町伊佐口の一部

(5) 認証年月日

平成29年11月9日

7(1) 調査を行った者の名称

神崎郡神河町

(2) 調査を行った期間

平成27年3月から平成29年1月まで

(3) 成果の名称

神河町(新田・作畑の各一部)の地籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域

神崎郡神河町新田及び作畑の各一部

(5) 認証年月日

平成29年11月9日

8(1) 調査を行った者の名称

丹波市ひかみ森林組合

② 調査を行った期間

平成26年10月から平成29年2月まで

(3) 成果の名称

丹波市氷上町三原の一部の地籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域

丹波市氷上町三原の一部

(5) 認証年月日

平成29年11月9日

#### 兵庫県告示第999号

国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。 平成29年11月21日

^^^^

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1(1) 調査を行った者の名称

神崎郡福崎町

(2) 調査を行った期間

平成23年5月から平成25年3月まで

(3) 成果の名称

福崎町(高岡・田口の一部)の地籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域

神崎郡福崎町高岡及び田口の各一部

(5) 認証年月日

平成29年11月9日

2(1) 調査を行った者の名称

南あわじ市

② 調査を行った期間

平成26年5月から平成28年3月まで

③ 成果の名称

南あわじ市松帆志知川の一部(松帆志知川Ⅱ)の地籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域

南あわじ市松帆志知川の一部

(5) 認証年月日

平成29年11月9日

3(1) 調査を行った者の名称

丹波市

(2) 調査を行った期間

平成25年11月から平成28年3月まで

③ 成果の名称

丹波市山南町奥野々の一部の地籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域

丹波市山南町奥野々の一部

(5) 認証年月日

平成29年11月9日

4(1) 調査を行った者の名称

丹波市

② 調査を行った期間

平成25年11月から平成28年3月まで

③ 成果の名称

丹波市山南町阿草の一部の地籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域

丹波市山南町阿草の一部

(5) 認証年月日

平成29年11月9日

#### 兵庫県告示第1000号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。 平成29年11月21日

^^^^^^

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1(1) 調査を行った者の名称

美方郡香美町

② 調査を行った期間

平成26年5月から平成29年3月まで

(3) 成果の名称

香美町(小代区秋岡の一部)の地籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域

美方郡香美町小代区秋岡の一部

(5) 認証年月日

平成29年11月9日

2(1) 調査を行った者の名称

川辺郡猪名川町

② 調査を行った期間

平成25年7月から平成28年3月まで

(3) 成果の名称

猪名川町木津上・木間生・杤原の各一部の地籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域

川辺郡猪名川町木津、木間生及び杤原の各一部

- (5) 認証年月日 平成29年11月9日
- 3(1) 調査を行った者の名称 丹波市
  - (2) 調査を行った期間 平成25年12月から平成28年2月まで
  - (3) 成果の名称 丹波市(柏原町柏原、南多田の各一部)の地籍図及び地籍簿
  - (4) 調査を行った地域 丹波市柏原町柏原及び同町南多田の各一部
- 平成29年11月9日 4(1) 調査を行った者の名称

(5) 認証年月日

- 丹波市 ② 調査を行った期間
- 平成25年12月から平成28年2月まで (3) 成果の名称
- 丹波市(柏原町柏原、南多田の各一部)の地籍図及び地籍簿 (4) 調査を行った地域
- 母波市柏原町柏原及び同町南多田の各一部
- (5) 認証年月日 平成29年11月9日

### 兵庫県告示第1001号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

平成29年11月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

	加入区	同意成立年月日
区 域 名	区 分	1. 4/60/94—7   74   1.
東二見区域	のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船に より主として底びき網を使用して営む漁業	平成29年10月20日
東二見区域	のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船 により主として底びき網を使用して営む漁業	同上
坊勢区域	のり養殖業を兼業する者が総トン数10トン未満の漁船により 主として船びき網を使用して営む漁業及び漁船漁業を専業と する者が主として総トン数10トン未満の漁船により船びき網 を使用して営む漁業	同上
坊勢区域	機船船びき網漁業と魚類養殖業を兼業する者が総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業及びまき網漁業を兼業する者が総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業	同上

#### 兵庫県告示第1002号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。 平成29年11月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林の所在場所

佐用郡佐用町末広字桶ノ内1853の88から1853の91まで

2 指定の目的

水源の瀬養

- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ② 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局 光都農林振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。)

^^^^^

#### 兵庫県告示第1003号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。 平成29年11月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林の所在場所

佐用郡佐用町大畠字四十田589の67、589の70から589の72まで、589の86、589の91、589の95、589の97、589の98、589の66・589の68・589の69(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字四十田589の66・589の68・589の69・589の71・589の72(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。)

^^^^^

#### 兵庫県告示第1004号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年11月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量(2級基準点測量)

2 作業期間

平成29年11月13日から同年12月31日まで

3 作業地域

西宮市甲子園七番町17番

#### 兵庫県告示第1005号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、 次のとおり公示する。

^^^^^

その関係図書は、兵庫県県土整備部土木局河川整備課及び淡路県民局洲本土木事務所に備え置いて、平成29 年11月21日から2週間縦覧に供する。

平成29年11月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 河川の名称

二級河川三原川水系柿ノ木谷川

2 廃川敷地等が生じた年月日平成29年11月21日

3 廃川敷地等の位置

南あわじ市湊字出口25番3

4 廃川敷地等の種類及び数量

種類 土地

数量 18.87平方メートル

公告

#### 寄附者の顕彰

兵庫県等への寄附に係る顕彰実施要綱に基づき、次の者を顕彰した。

平成29年11月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 氏名及び住所

片 岡 津 彌

芦屋市

東 條 妙 子

神奈川県鎌倉市

2 功績内容

兵庫県政の推進のため、私財を寄附し功績顕著である。

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

^^^^^

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満 了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年11月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類
成松(2) I (124020157)	丹波市氷上町成松(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1は省略し、この図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成29年11月29日(水)から同年12月13日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所及び丹波市役所

- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所公園砂防課

〒669-3309 丹波市柏原町柏原688

③ 提出期限

平成29年12月13日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年2月13日(火)までに、3に記載 する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。

^^^^^

#### 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成19年兵庫県告示第1019号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり 閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満 了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年11月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

三方(1)Ⅲ(124020018)の項中別図18、三方(2)Ⅲ(124020019)の項中別図19、朝阪(1)Ⅱ(124020048) の項中別図48、北御油(3) I (124020065) の項中別図65、成松 I (124020130) の項中別図130、石生(2) I (124020143) の項中別図143を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

平成29年11月29日(水)から同年12月13日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県丹波県民局丹波十木事務所及び丹波市役所

- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所公園砂防課

〒669-3309 丹波市柏原町柏原688

(3) 提出期限

平成29年12月13日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年2月13日(火)までに、3に記載 する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

^^^^

# 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害

特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満 了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年11月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

# 1 指定しようとする区域の名称等

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	自然現象により建築物 に作用すると想定され る衝撃に関する事項
中 I (124020001)	丹波市氷上町中(別図1のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
三方 I (124020002)	丹波市氷上町三方(別図2の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
上新庄 I (124020003)	丹波市氷上町上新庄(別図3 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
下新庄 I (124020004)	丹波市氷上町下新庄(別図4 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
三方(1) II (124020005)	丹波市氷上町三方(別図5の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
三方(2) II (124020006)	丹波市氷上町三方(別図6の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
三方(3) II (124020007)	丹波市氷上町三方(別図7の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
三方(4) II (124020008)	丹波市氷上町三方(別図8の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
三方(5) II (124020009)	丹波市氷上町三方(別図9の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
三方(6) II (124020010)	丹波市氷上町三方(別図10の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
清住(1) II (124020011)	丹波市氷上町清住(別図11の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
清住(2) II (124020012)	丹波市氷上町清住(別図12の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
三原(1) II (124020014)	丹波市氷上町三原(別図13の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
上新庄 II (124020016)	丹波市氷上町上新庄(別図14 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
長野 II (124020017)	丹波市氷上町長野(別図15の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
三方(1) III (124020018)	丹波市氷上町三方(別図16の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
三方(2)III (124020019)	丹波市氷上町三方(別図17の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
三方(3) III (124020020)	丹波市氷上町三方(別図18の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり

中野(1)Ⅲ (124020022)	丹波市氷上町中野(別図19の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
中野(2) III (124020023)	丹波市氷上町中野(別図20の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
三原(1) III (124020024)	丹波市氷上町三原(別図21の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
三原(2) <b>Ⅲ</b> (124020025)	丹波市氷上町三原(別図22の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
三原(3) III (124020026)	丹波市氷上町三原(別図23の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
下新庄(2) III (124020027)	丹波市氷上町下新庄(別図24 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
大谷III (124020029)	丹波市氷上町大谷(別図25の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
長野(1)Ⅲ (124020030)	丹波市氷上町長野(別図26の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
長野(2)Ⅲ (124020031)	丹波市氷上町長野(別図27の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
谷村(1) I (124020033)	丹波市氷上町谷村(別図28の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
谷村(2) I (124020034)	丹波市氷上町谷村(別図29の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
上油利 I (124020035)	丹波市氷上町油利(別図30の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
朝阪 I (124020040)	丹波市氷上町朝阪(別図31の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
福田(2) I (124020041)	丹波市氷上町福田(別図32の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
福田(1) I (124020042)	丹波市氷上町福田(別図33の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
新郷 II (124020043)	丹波市氷上町新郷(別図34の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
上油利 II (124020044)	丹波市氷上町油利(別図35の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
稲畑(1) II (124020045)	丹波市氷上町稲畑(別図36の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
稲畑(2) II (124020046)	丹波市氷上町稲畑(別図37の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
稲畑(3)Ⅱ (124020047)	丹波市氷上町稲畑(別図38の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり

朝阪(1) II (124020048)	丹波市氷上町朝阪(別図39の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり	
朝阪(2) II (124020049)	丹波市氷上町朝阪(別図40の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり	
朝阪(3) II (124020050)	丹波市氷上町朝阪(別図41の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり	
朝阪(4) II (124020051)	丹波市氷上町朝阪(別図42の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり	
小野(1) II (124020052)	丹波市氷上町小野(別図43の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり	
福田(1) II (124020054)	丹波市氷上町福田(別図44の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり	
福田(2) II (124020055)	丹波市氷上町福田(別図45の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり	
上油利(1) III (124020056)	丹波市氷上町油利(別図46の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり	
上油利(2) III (124020057)	丹波市氷上町油利(別図47の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり	
福田(1) <b>Ⅲ</b> (124020059)	丹波市氷上町福田(別図48の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり	
福田(2) <b>III</b> (124020060)	丹波市氷上町福田(別図49の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり	
福田(3) <b>Ⅲ</b> (124020061)	丹波市氷上町福田(別図50の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり	
沼 I (124020062)	丹波市氷上町沼(別図51のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり	
沼(2) I (124020063)	丹波市氷上町沼(別図52のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり	
沼(3) I (124020064)	丹波市氷上町沼(別図53のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり	
北御油(3) I (124020065)	丹波市氷上町御油(別図54の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり	
北御油(1) I (124020066)	丹波市氷上町御油(別図55の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり	
北御油(2) I (124020067)	丹波市氷上町御油(別図56の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり	
井中(2) I (124020068)	丹波市氷上町井中(別図57の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり	
北油良Ⅲ (124020069)	丹波市氷上町北油良(別図58 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり	

井中(3) I (124020070)	丹波市氷上町井中(別図59の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
小谷 I (124020071)	丹波市氷上町小谷(別図60の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
鴨内 I (124020072)	丹波市氷上町鴨内(別図61の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
日比宇 I (124020073)	丹波市氷上町日比宇(別図62 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
香良(2) I (124020074)	丹波市氷上町香良(別図63の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
香良(3) I (124020075)	丹波市氷上町香良(別図64の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
北田井 I (124020078)	丹波市氷上町賀茂(別図65の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
賀茂(2) I (124020079)	丹波市氷上町賀茂(別図66の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
賀茂(3) I (124020080)	丹波市氷上町賀茂(別図67の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
西田井 I (124020081)	丹波市氷上町賀茂(別図68の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
賀茂(1) I (124020082)	丹波市氷上町賀茂(別図69の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
田中 I (124020083)	丹波市氷上町賀茂(別図70の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
桟敷 I (124020084)	丹波市氷上町桟敷(別図71の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
南油良 I (124020085)	丹波市氷上町南油良(別図72 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
南油良(2) I (124020086)	丹波市氷上町南油良(別図73 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
氷上(3) I (124020087)	丹波市氷上町氷上(別図74の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
氷上(1) I (124020088)	丹波市氷上町氷上(別図75の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり
氷上(2) I (124020089)	丹波市氷上町氷上(別図76の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図76のとおり
柳町 I (124020090)	丹波市氷上町絹山(別図77の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図77のとおり
氷上 I (124020091)	丹波市氷上町氷上(別図78の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図78のとおり

沼(1) II (124020092)	丹波市氷上町沼(別図79のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図79のとおり
沼(2) II (124020093)	丹波市氷上町沼(別図80のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図80のとおり
鴨内(1) II (124020094)	丹波市氷上町鴨内(別図81の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図81のとおり
鴨内(2) II (124020095)	丹波市氷上町鴨内(別図82の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図82のとおり
鴨内(3) II (124020096)	丹波市氷上町鴨内(別図83の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図83のとおり
鴨内(4) II (124020097)	丹波市氷上町鴨内(別図84の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図84のとおり
鴨内(5) II (124020098)	丹波市氷上町鴨内(別図85の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図85のとおり
日比宇II (124020099)	丹波市氷上町日比宇(別図86 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図86のとおり
伊佐口(2) II (124020100)	丹波市氷上町伊佐口(別図87 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図87のとおり
伊佐口 <b>II</b> (124020101)	丹波市氷上町伊佐口(別図88 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図88のとおり
香良(1) <b>II</b> (124020102)	丹波市氷上町香良(別図89の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図89のとおり
香良(3) <b>II</b> (124020104)	丹波市氷上町香良(別図90の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図90のとおり
北油良(1) II (124020105)	丹波市氷上町北油良(別図91 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図91のとおり
北油良(2) II (124020106)	丹波市氷上町北油良(別図92 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図92のとおり
北油良(3) II (124020107)	丹波市氷上町北油良(別図93 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図93のとおり
北油良(4) II (124020108)	丹波市氷上町南油良(別図94 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図94のとおり
南油良(1) Ⅱ (124020109)	丹波市氷上町南油良(別図95 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図95のとおり
南油良(2) II (124020110)	丹波市氷上町南油良(別図96 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図96のとおり
南油良(3) II (124020111)	丹波市氷上町南油良(別図97 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図97のとおり
沼(1) <b>Ⅲ</b> (124020112)	丹波市氷上町沼(別図98のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図98のとおり

沼(2) III (124020113)	丹波市氷上町沼(別図99のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図99のとおり
御油Ⅲ (124020114)	丹波市氷上町御油(別図100 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図100のとおり
小谷(1) III (124020115)	丹波市氷上町小谷(別図101 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図101のとおり
小谷(2) III (124020116)	丹波市氷上町小谷(別図102 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図102のとおり
小谷(3) III (124020117)	丹波市氷上町小谷(別図103 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図103のとおり
鴨内(1)Ⅲ (124020118)	丹波市氷上町鴨内(別図104 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図104のとおり
鴨内(2) <b>Ⅲ</b> (124020119)	丹波市氷上町鴨内(別図105 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図105のとおり
鴨内(3) <b>Ⅲ</b> (124020120)	丹波市氷上町鴨内(別図106 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図106のとおり
目比字Ⅲ (124020121)	丹波市氷上町日比宇(別図 107のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図107のとおり
伊佐口 <b>Ⅲ</b> (124020122)	丹波市氷上町伊佐口(別図 108のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図108のとおり
絹山 <b>Ⅲ</b> (124020123)	丹波市氷上町絹山(別図109 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図109のとおり
北田井 <b>Ⅲ</b> (124020125)	丹波市氷上町賀茂(別図110 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図110のとおり
桟敷(1)Ⅲ (124020126)	丹波市氷上町桟敷(別図111 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図111のとおり
桟敷(2)Ⅲ (124020127)	丹波市氷上町桟敷(別図112 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図112のとおり
石生III (124020128)	丹波市氷上町石生(別図113 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図113のとおり
常楽 I (124020129)	丹波市氷上町常楽(別図114 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図114のとおり
成松 I (124020130)	丹波市氷上町成松(別図115 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図115のとおり
市辺 I (124020131)	丹波市氷上町市辺(別図116 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図116のとおり
大崎 I (124020134)	丹波市氷上町大崎(別図117 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図117のとおり
横田(2) I (124020135)	丹波市氷上町横田(別図118 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図118のとおり

横田(3) I (124020136)	丹波市氷上町横田(別図119 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図119のとおり
地頭 I (124020141)	丹波市氷上町石生(別図120 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図120のとおり
石生(1) I (124020142)	丹波市氷上町石生(別図121 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図121のとおり
石生(2) I (124020143)	丹波市氷上町石生(別図122 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図122のとおり
石生南町 I (124020144)	丹波市氷上町石生(別図123 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図123のとおり
市辺 II (124020145)	丹波市氷上町市辺(別図124 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図124のとおり
西中東II (124020146)	丹波市氷上町西中(別図125 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図125のとおり
横田 II (124020147)	丹波市氷上町横田(別図126 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図126のとおり
北野 II (124020150)	丹波市氷上町北野(別図127 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図127のとおり
上成松Ⅲ (124020151)	丹波市氷上町上成松(別図 128のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図128のとおり
常楽(1)Ⅲ (124020152)	丹波市氷上町常楽(別図129 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図129のとおり
常楽(2)Ⅲ (124020153)	丹波市氷上町常楽(別図130 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図130のとおり
西中東 <b>Ⅲ</b> (124020154)	丹波市氷上町西中(別図131 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図131のとおり
西中南 <b>Ⅲ</b> (124020155)	丹波市氷上町西中(別図132 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図132のとおり
大崎(1)Ⅲ (124020156)	丹波市氷上町大崎(別図133 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図133のとおり
清住谷川 I (224020001)	丹波市氷上町清住(別図134 のとおり)	土石流	別図134のとおり
三方南川 I (224020004)	丹波市氷上町三方(別図135 のとおり)	土石流	別図135のとおり
親父畔谷川 II (224020019)	丹波市氷上町三方(別図136 のとおり)	土石流	別図136のとおり
三方3谷II (224020022)	丹波市氷上町三方(別図137 のとおり)	土石流	別図137のとおり
小原谷川 I (224020028)	丹波市氷上町油利(別図138 のとおり)	土石流	別図138のとおり

小野小谷 I	月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		
(224020032)	のとおり)	土石流	別図139のとおり
佐野谷川 I (224020036)	丹波市氷上町佐野(別図140 のとおり)	土石流	別図140のとおり
辺田北谷 I (224020037)	丹波市氷上町朝阪(別図141 のとおり)	土石流	別図141のとおり
コロス谷川 I (224020039)	丹波市氷上町福田(別図142 のとおり)	土石流	別図142のとおり
新郷1谷Ⅱ (224020041)	丹波市氷上町新郷(別図143 のとおり)	土石流	別図143のとおり
南高山寺谷川 I (224020043)	丹波市氷上町新郷(別図144 のとおり)	土石流	別図144のとおり
小野1谷Ⅱ (224020047)	丹波市氷上町小野(別図145 のとおり)	土石流	別図145のとおり
学林谷川 II (224020052)	丹波市氷上町福田(別図146 のとおり)	土石流	別図146のとおり
ナタ谷川 II (224020053)	丹波市氷上町福田(別図147 のとおり)	土石流	別図147のとおり
井中2谷I (224020058)	丹波市氷上町御油(別図148 のとおり)	土石流	別図148のとおり
井中1谷I (224020060)	丹波市氷上町井中(別図149 のとおり)	土石流	別図149のとおり
井中谷川 I (224020061)	丹波市氷上町井中(別図150 のとおり)	土石流	別図150のとおり
北田井川 I (224020065)	丹波市氷上町賀茂(別図151 のとおり)	土石流	別図151のとおり
小谷川 I (224020070)	丹波市氷上町小谷(別図152 のとおり)	土石流	別図152のとおり
観音川 I (224020074)	丹波市氷上町香良(別図153 のとおり)	土石流	別図153のとおり
アイ山一号谷川 I (224020080)	丹波市氷上町北油良(別図 154のとおり)	土石流	別図154のとおり
南油良川 I (224020082)	丹波市氷上町南油良(別図 155のとおり)	土石流	別図155のとおり
井中1谷II (224020096)	丹波市氷上町井中(別図156 のとおり)	土石流	別図156のとおり
鴨内谷川(2) Ⅱ (224020100)	丹波市氷上町鴨内(別図157 のとおり)	土石流	別図157のとおり
北油良川(1) II (224020106)	丹波市氷上町北油良(別図 158のとおり)	土石流	別図158のとおり

上ノ開地谷川 II (224020110)	丹波市氷上町南油良(別図 159のとおり)	土石流	別図159のとおり
絹山3谷I (224020115)	丹波市氷上町石生(別図160 のとおり)	土石流	別図160のとおり
北黒田川 I (224020117)	丹波市氷上町黒田(別図161 のとおり)	土石流	別図161のとおり
地頭谷 I (224020120)	丹波市氷上町石生(別図162 のとおり)	土石流	別図162のとおり
渓谷川 I (224020122)	丹波市氷上町石生(別図163 のとおり)	土石流	別図163のとおり
高谷川 II (224020128)	丹波市氷上町石生(別図164 のとおり)	土石流	別図164のとおり
南町寺谷 II (224020130)	丹波市氷上町石生(別図165 のとおり)	土石流	別図165のとおり

(別図1から別図165までは省略し、これらの図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成29年11月29日(水)から同年12月13日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所及び丹波市役所

- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所公園砂防課

〒669-3309 丹波市柏原町柏原688

(3) 提出期限

平成29年12月13日 (水) まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年2月13日(火)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。

#### 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

^^^^^

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成29年11月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン洲本ショッピングセンター

所在地 洲本市塩屋一丁目1番8号

- 2 同法第8条第1項の規定により洲本市から聴取した意見の概要 引き続き、駐車場の出入口付近の安全対策、交通渋滞への対応等について、十分に留意されたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成29年11月21日から1月間

#### 県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

^^^^^

平成29年11月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 入札に付する県有地 売払物件

物件 番号	所 在 地	面積(㎡)	地	目	最低売却価格(円)
2	姫路市西新町字カントウシ115番1	1, 988. 93	宅	地	非公表
3	洲本市五色町鮎原南谷字松崎423番1、 423番2、鮎原下字石田634番5	2, 122. 19	宅	地	非公表

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ③ 民法(明治29年法律第89号)第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な 同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者

その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。 ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは 不正の利益を得るために連合した者

- イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
- ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、 支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する 暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に 規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようと する者
- (11) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員
- 3 契約条項を示す場所

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目18番2号(兵庫県公社館3階) 兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課管理班財産管理担当

- 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間
  - (1) 配布場所及び申込場所

前記3に同じ

(2) 配布期間及び申込期間

平成29年11月21日(火)から同年12月21日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

- 5 入札の場所及び日時
  - (1) 場所

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目18番2号 兵庫県公社館大会議室(1階)

(2) 日時

物件 2 平成29年12月25日(月)午前10時30分 物件 3 平成29年12月25日(月)午後 1 時30分

- 6 入札保証金
  - (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
  - (2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。
- 7 入札に関する条件
  - (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
  - (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
  - (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。
  - (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
  - (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
  - (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
  - (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
  - (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。
- 8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先

兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課管理班財産管理担当

電話 (078) 341-7711 内線4875

#### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。 平成29年11月21日

#### 契約担当者

阪神南県民センター長 岡田 由美子

- 1 調達内容
  - (1) 調達する物品等の名称及び数量

兵庫県神戸総合庁舎ほか16施設で使用する電気 予定数量4,035,155キロワット時/年

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 履行期間

平成30年4月1日(日)から平成31年3月31日(日)まで

(4) 履行場所

仕様書別紙「対象施設一覧」のとおり

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿 (以下「名簿」という。)に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理 課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(入札参加資格審査窓口)

兵庫県出納局管理課 電話 (078) 341-7711 内線4946

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けて いない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

(環境配慮方針に基づく判定窓口)

兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課 電話 (078) 341-7711 内線3358

- 3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所
  - (1) 交付期間

平成29年11月21日(火)から同年12月8日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(2) 交付場所

〒660-8588 尼崎市東難波町5-21-8

兵庫県阪神南県民センター県民交流室総務防災課(財務担当) 担当 片山 電話 (06) 6481-4515

- 4 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書、入札書の提出期間
  - (1) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出期間

平成29年11月22日(水)から同年12月8日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

(3) 開札の日時及び場所

日時 平成30年1月16日(火)午前10時から

場所 兵庫県阪神南県民センター県民交流室別館2階大会議室(尼崎市東難波町5-21-8)

(4) 入札書の受領期限

郵送又は持参により入札書を提出するものとし、平成30年1月15日(月)午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

- 5 その他
  - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の108。以下同じ。)の100分の5以上の額の入札保証金を平成30年1月12日(金)午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国 (公社・公団を含む。以下同じ。)、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代え

て提出したとき(入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。)。

#### ③ 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。
- (4) 入札参加者に求められる義務
  - ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記 2 (1)、(5) 及び(6) に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成29年12月8日(金)午後5時までに提出すること。
  - イ 入札参加者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明 を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件
  - ア 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納入されている こと。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す 保険期間まであること。
  - イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
  - ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入 札でないこと。
  - エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
  - オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。
  - カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。
  - キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
  - ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
  - ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
    - ⑦ 初度の入札に参加して有効な入札をした者
    - (f) 初度の入札において、前記4(4)及び5(5)アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又は5(5)ウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者
  - コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。
- (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年 兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効 な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

- 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering
  - (1) Name and title of head of the procuring entity:

Yumiko Okada, Executive Director General, Hanshin-minami District Administration Center, Hyogo Prefectural Government (2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 4,035,155 kWh/1 year

(3) Fulfillment period:

From April 1,2018 through March 31,2019

(4) Location:

As per designated by the head of the procuring entity in specification

(5) Deadline for tender:

17:00 January 15, 2018 by direct delivery

17:00 January 15, 2018 by mail

(6) Person to contact concerning the notice:

Mr. Katayama, Civil Administration Office, Hanshin-minami District Administration Center, Hyogo Prefectural Government

5-21-8, Higashinaniwa-cho, Amagasaki, Hyogo 660-8588

TEL (06) 6481-4515

# 教育委員会告示

#### 兵庫県教育委員会告示第7号

博物館法(昭和26年法律第285号)第10条の規定により、次のとおり博物館を登録した。 平成29年11月21日

兵庫県教育委員会

教育長 高 井 芳 朗

登	録 年 月	日	平成29年11月1日
登	録番	号	第32号
設 及	置者の名 び住	称所	尼崎市 尼崎市東七松町1丁目23番1号
名		称	尼崎市立文化財収蔵庫
所	在	地	尼崎市南城内10番地の2
備		考	種別 歴史博物館

# 公安委員会告示

## 兵庫県公安委員会告示第356号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の29第1項の規定により、次のとおり平成29年11月16日付けで地域交通安全活動推進委員に委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第7号)第1条第2項の規定により公示する。

平成29年11月21日

兵庫県公安委員会

委員長 三 宅 知 行

#### 委嘱をした者

氏	名	連	絡	先	活	動	区	域
菅 野	修							
市橋	薫							

Ī	市	橋	敬	典	小野警察署(0794)64-0110	小野警察署の管轄区域
	Ш	中		勉		
j	岸	本	富	生		
Ē	藤	井	洋	治		
4	竹	本		守		
ß	可	江	通	伯	加東警察署(0795)42-0110	加東警察署の管轄区域
F	iii	井	敏	正	/加来音综名(0795)42-0110	加果書祭者の官賠匹城
Ę	井	上	明	則		
/	小	東	•	平		